

## 大口定期貯金の中途解約利率（期限前解約利率）算定方法の変更に関するお知らせ

日頃は、JA貯金をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、自由金利型定期貯金（大口定期）につきまして、平成25年3月1日以降、新規にご契約になるものもしくは自動継続されるものから、満期日前に解約される場合の期限前解約利息にかかる貯金規定を次のとおり変更させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、お取扱いに関してご不明な点がございましたら、窓口にお問い合わせください。

記

### 1. 変更日について

#### (1) 変更日

平成25年3月1日（金）

変更日以降の契約分から、商品内容が変更となります。

#### (2) 自動継続扱いでご契約の場合の取扱い

自動継続扱いの既契約については平成25年3月1日以降の自動継続日（満期日）から変更させていただきます。

### 2. 期限前解約利率の算定方法

この貯金をやむを得ず満期日前に解約される場合には、その期限前解約利息は、預入日（継続したときは最後の継続日からとなります。）から解約日の前日までの日数および約定期間に応じた利率によって計算しお支払いいたします。

#### (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した所定の利率とします。

A 解約日における普通貯金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

#### (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した所定の利率とします。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

### 3. ご注意点

満期日前に解約する際に、すでに中間払利息を受け取られている場合には、その受取額と期限前解約利息との差額を精算させていただきます。